

企画競争実施の公示

令和 7 年 5 月 7 日

支出負担行為担当官 稚内開発建設部長 巖倉 啓子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 稚内開発建設部用地取得等のための不動産鑑定評価業務
- (2) 業 務 内 容 稚内開発建設部が用地取得等のために必要となる(4)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務。
- (3) 履 行 期 限 令和 7 年 9 月 8 日
- (4) 評価対象地域 依頼する業務の評価対象地域は、次の各号に掲げる地域区分とする。
《漁港事業》
一 礼文郡礼文町（宅地地域：鑑定評価書） 1 件

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。
- (5) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (7) 業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、

- 不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- (8) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。
- (9) 平成28年度以降公示日までに一件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等

- (4) 業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施 等

- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 旅費交通費

- (1) 宿泊費・宿泊手当に要する費用については、当初は計上しない。受注者は、宿泊情報が分かる資料（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）を添付し、監督職員と協議の上、設計変更にて計上するものとする。詳細については、特記仕様書による。
- (2) 移動に係る費用については、特記仕様書による。

5. 手続等

- (1) 担当部局

〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号

北海道開発局 稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ 上席専門官

電 話：0162-33-1084

FAX：0162-33-1013

電子メール：numata-h22ab@mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で交付を行う。

① 郵送の場合：上記(1)に申し出ること。

② 窓口での交付：令和7年5月7日から平成7年5月26日までの土曜日、日曜日

及び休日を除く毎日、9時から17時まで。なお、説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和7年5月26日12時

②提出場所：(1)に同じ。

③提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る)、若しくは電送又は電子メールによること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。